

岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 国が定める社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官第2317号国土交通事務次官通知。以下「交付金要綱」という。)に基づき、がけ地の崩壊等(土石流を含む。以下同じ。)により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の除却及び移転を行う者に対し、予算の範囲内において岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊等による危険が著しいため第1号に該当する区域に存する既存不適格住宅、又は各号のいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、避難指示、建築基準関係規定に基づく是正勧告等を行ったものをいう。ただし、避難指示については、当該指示が公示された日から六月を経過している住宅に限る。

(1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)第9条第1項に基づき岡山県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(2) 土砂災害防止法第4条第1項に規定する基礎調査を完了し、前号の区域に指定される見込みのある区域

(3) 次条第1項の規定する補助事業の着手時点で過去3年間に災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた区域

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。), 補助事業の実施に際し支出される経費のうち補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費等(以下「補助対象

経費等」という。), 補助金額及び限度額は, 別表のとおりとする。ただし対象となる危険住宅は原則除却するものとする。

- 2 補助事業者は, 危険住宅に現に自ら居住し, 移転を行う者とする。ただし, 市長が特に必要と認めた場合は, この限りではない。
- 3 他の補助制度等の対象となっているものについては, 本補助金の対象としない。
- 4 別表に規定する補助事業ごとの補助金額に千円未満の端数が生じるときは, これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は, 岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付申請書(様式第1号)及び当該申請書に記載のある添付書類を市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第5条 市長は前条の申請があったときは, 内容を審査し, 適正であると認めるときは, 岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により速やかに申請者に対してその旨を通知するものとする。

- 2 市長は, 前条の申請の内容を審査した結果, 当該申請が適正であると認められた者に係る補助金額の合計が予算を超過すると見込められる場合は, 前項の規定にかかわらず, 当該者のうちから抽選の方法により補助金の交付決定を行う者を選定することができる。この場合において, 選定された者に対しては前項の例により通知し, 選定されなかった者に対しては岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金を交付決定できない旨を通知するものとする。

(状況報告, 着手届及び完了届の免除)

第6条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助事業の内容の変更等)

第7条 補助事業者が補助事業の内容を変更しようとするときは, 速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定変更申請書(様式第4号)を市長に提出し, その承認

を受けなければならない。ただし、変更する内容により市長が必要ないと認めるときはこの限りでない。

2 市長は前項の申請があったときは、内容を審査し、適正であると認めるときは、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付決定変更通知書(様式第5号)により補助事業者に対してその旨を通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業実績報告書(様式第7号)及び当該報告書に記載した添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の書類を審査及び必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金額確定通知書(様式第8号)により速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに岡山市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金請求書(様式第9号)及び当該請求書に記載した添付書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その返還を命じるものとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)の内容に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 前各号のほか補助事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月10日から施行する。

別表(第3条関係)

補助事業	補助対象経費等	補助金額	限度額
1 危険住宅の除却事業	危険住宅の除却に係る経費(除却工事費, 動産移転費等)	左欄の補助対象経費等の全額。ただし, 右欄の限度額の	交付金要綱附属第Ⅲ編表イ-16-(12)-1に掲げる限度額以内で

		範囲内に限る。	あって、予算の範囲内において市長が定める額
2 危険住宅に代わる住宅の建設, 購入及び改修事業	<p>危険住宅に代わる次の各号に該当する住宅の建設, 購入(これに必要な土地の取得を含む。)及び改修をするために要する資金を金融機関, その他の機関から借入れた場合の当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額</p> <p>(1)岡山市内にあって, かつ, 第2条第2項第1号の区域外かつ急傾斜地崩壊危険区域外かつ地すべり防止区域外</p> <p>(2)危険住宅に代わる住宅を新築する場合であっては, 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すること</p> <p>(3)災害危険区域又は浸水被害防止区域内で建設されたもののうち, 3戸以上の開発又は1戸もしくは2戸で規模1,000㎡超の開発によるもので, 都市再生特別措置法第88条</p>	同上	同上

	<p>第5項の規定に基づく公表に係るものではないこと</p> <p>(4)市街化調整区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化調整区域)であって土砂災害警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域)又は浸水想定区域(水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項若しくは第2項の規定に基づく洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項の規定に基づく高潮浸水想定区域)であって浸水想定高さ3m以上の区域に限る。)に該当する区域外に存すること</p> <p>(5)市街地調整区域以外の区域のうち、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域であり、かつ、災害危険区域に該当する区域外に存すること</p>		
--	---	--	--